

視察研修等報告書

令和7年1月28日

坂井市議会

議長 戸板 進 殿



会派名 一進会

代表者名 戸板 進

1. 日 時 令和7年1月21日(火)～22日(水)
2. 視察研修先 (1) 埼玉県久喜市役所(埼玉県久喜市下早見85番地の3)
(2) 埼玉県北本市役所(埼玉県北本市本町1丁目111番地)
3. 視察研修内容 (1) 通年議会について
(2) 予算決算常任委員会について
(3) 本会議の議会中継(ライブ・録画)について
(4) 議会モニター制度について
久喜市では(1)、(2)、(3)
北本市では(2)、(4)を視察研修させていただく
4. 参 加 者 戸板 進(議会改革特別委員会の視察に同行)

5. 内容詳細

【埼玉県久喜市議会】

(1) 通年議会について

○導入の経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、執行部では専決処分が増加。議会として危機感を覚え、市政への監視機能を強化するため「通年議会制」の導入検討をはじめた。

令和2年9月の代表者会議で検討委員会を設置することを決定。そこでの検討の結果、地方自治法第102条の2による「通年会期」では、定期的に会議を開く日を条例で定める必要があるため、年間の議会日程が組みにくいことから、条例で定例会の回数を年1回と定める「通年議会」を導入し、その移行時期は令和4年4月の議員改選後が適当と、委員長が報告。令和3年8月の代表者会議において、改めて通年議会を導入することを確認し、その後、数回の代表者会議、議会運営委員会を経て、令和4年3月の本会議で賛成多数で可決、令和4年5月1日から施行となった。

○久喜市の「通年議会」の概要

定例会における会議の名称は「招集会議」(市長の招集により定例会を開会するための会議で、5月に年1回、市長が招集)、「定例会議」(6月、9月、11月及び

翌年2月に定期的に開く会議で、議長が再開を宣言）、「臨時会議」（緊急に議案等の審議が必要な時に開く会議）である。以前は「会期」と「閉会」が交互にあったが、通年議会導入後は5月から翌年4月までを「会期」とし、会議と会議の間は「休会」としている。休会中は議長が必要に応じて、いつでも臨時会議を開くことが可能である。また、会期中は常任委員会の調査が随時可能となっている。

○久喜市の「通年議会」のメリット・デメリット

<メリット>

- ・災害時の緊急対応や突発的な行政課題に、議会が機動的に対応できるようになる。
- ・会議開催の権限が議長に属することになり、議会の機能が強化される。
- ・継続審査の事務手続きが不要となり、委員会を必要に応じて開催することができる。
- ・専決処分が減り、議案の議会審議の機会が増えるので、案件の透明性が高まることで期待できる。

<デメリット>

- ・執行部・事務局職員の事務負担の増加
- ・議員の個人活動の制約
- ・議会業務経費の増加 など

（2）予算決算常任委員会について

○設置の経緯

合併後は予算常任委員会、決算常任委員会とし、1年ごとに2月定例会のタイミングで交代していたが、2月定例会では翌年度の当初予算のほかに、当該年度の補正予算についても審査する可能性があり、交代後の委員がその審査をすることになるため、審査方法について議論が始まった。平成24年2月の定例会において現在の形となる。最後まで調整が行われたのは、①討論・採決を分科会で行うか、②特別会計をどの委員会で扱うか。結果、①分科会では討論・採決は行わず、予算決算常任委員会で行い②特別会計は所管の常任委員会で審査することとなった。

○予算決算常任委員会の運営状況

予算決算常任委員会は、議長、監査委員を除く全議員で構成しており、付託される議案は一般会計予算議案（補正予算を含む）及び一般会計決算認定議案のみ。分科会を設置し、分科会の委員は常任委員会と同様となっている。常任委員会での執行部に対する質疑は行わず、本会議で行うこととしているため、本会議が長時間に及ぶこともある。

（3）本会議の議会中継（ライブ・録画）について

○インターネットによるライブ及び録画配信の方法

動画配信についてはYouTubeではなく、会議録検索システムなどと一緒に閲覧システムを委託している。ライブ配信の際は、録音室に設置したエンコードパソコンからインターネットにより映像及び音響データを委託業者の配信サーバーに送付し、そのまま公開している。録画については、パソコンにプールしたデータを委託業者がダウンロードし、久喜市議会の指示に基づき編集。久喜市議会が確認した後に、配信サーバーより、概ね会議5日後に公開。

○課題・問題点

- ・事務局職員の事務量の増加（事務局職員が操作する場合）
議長口述書に基づく操作マニュアルの作成
本会議中の作業量の増加（カメラ、テロップ等の切り替え）
委託業者に対する映像編集指示書の作成
編集画像の確認作業
- ・操作用パソコン、エンコードパソコンの設置場所
- ・議会運営にかかるコストの増加

【埼玉県北本市議会】

（２）予算決算常任委員会について

○設置に至った経緯

令和２年第２回定例会において、議長発議で「議会改革特別委員会」を設置。早期に改善する必要があるものとして、「予算決算常任委員会の設置」を優先審議することとした。これまで予算（補正を含む）及び決算議案を３常任委員会に分割付託していたが、予算及び決算議案は不可分のものであり、議案一体（不可分）の原則により、２以上の委員会で分割して審査すべきものではないと示されている（行政事例昭和２９．９．３行実）。このことは、地方自治法で定める「議案」の体裁と実態を失うため、法令違反の懸念があると議長が判断した。

○予算決算常任委員会の特徴

委員は議長を除く全議員とし、決算審査時に限り議選の監査委員を除いている。予算決算議案に加え、補正予算議案も付託。必要に応じて、分科会（総務文教・健康福祉・建設経済）を設置する。常任委員会全体会では分科会長報告後、質疑・討論・採決を行うこととしている。

○運用による効果

- ・議案一体（不可分）の原則と議会運営の現状との間の齟齬が解消され、地方自治法違反の疑念がなくなった。
- ・予算決算に特化した常任委員会の設置により、条例等一般議案の審査との差別化が図られ、分かりやすくなった。
- ・常任委員会と本会議との間で、賛否の結果が異なるリスクが減少した。

○運営上の課題（デメリット）

- ・会期日程が従前よりも長くなった（委員会の日数が増加した）。
- ・委員会と分科会とで議事日程を別にするため、会議時間及び事務作業が増加した。

（４）議会モニター制度について

○北本市議会モニターについて

議員ではなかなか気づくことのできない議会運営に関する疑問点を、市民の目線で洗い出してもらい、率直な意見等を提出してもらうことを目的としている。

①市内在住・在勤・在学の１８歳以上の人を対象者（公募＋団体からの推薦）

定員１０人以内、任期１年（再認可、ただし連続２期まで）、謝礼なし。

②委嘱されてからの職務は、自身の都合に合わせて無理のない範囲で取り組める形。

本会議・常任委員会等を傍聴して意見等提出、調査事項回答、意見交換会出席（いずれも任意）を業務とする。

○制度の導入による効果

- ・議会基本条例に掲げる内容を履行することは市議会としての責務であり、たとえ議会モニターが「できる規定」であっても、可能な限り実施していくことは必要であり、制度導入によって、市民に開かれた議会の実現に資することにつながっている。
- ・市民の声を聴く議会としては、議会主催の各定例会後に行う「議会報告会」の意見交換があるが、年4回と限られている。モニターは随時意見等を提出できるほか、年1回意見交換会の場もあるため、市民の声を聴く機会の増加に寄与している。
- ・公募者の中には、いわゆる「いつもの人」が当然いるが、中には今まで議会のことを全く意識していなかった人、募集を見て初めて興味を持った人も集まった。団体推薦者も議会と接点がない人がほとんどで、議会運営・議会活動の市民への周知という点でも一定の効果がある。

○運営上の課題

- ・効果的な意見等の吸い上げができていない
- ・議会報告会での意見交換会との差別化が図られていない
- ・モニターの公募に関する応募者が少ない
- ・「いつもの人」の声がより大きく・多く届くという結果になることも

6. 所見・感想等

【埼玉県久喜市議会】

●通年議会について

久喜市議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、執行部では専決処分を行うことが多くなったことで、議会では危機感を覚え、市政への監視機能を強化するため、通年議会制への機運が高まっていった。

令和2年10月に通年議会検討委員会を設置、令和3年6月定例会において、通年議会検討委員長より通年議会が望ましいとの報告を行う。その後、代表者会議、議会運営委員会において協議され、令和4年3月議会において賛成多数で可決され、令和4年5月1日から施行されたものである。

会期は、議員任期（令和4年4月25日から令和8年4月24日）を考慮し、5月から翌年の4月までとなっており、改選後は、最初に召集された日から最初の4月までとなっている。

年間の日程は、5月に市長が招集する招集会議が開催され、その後6月、9月、12月、3月に、定例会議を開催する日程となっている。これまでの議会との相違は、5月の招集会議、定例会を定例会議とし、これまでの市長招集は5月のみで、その後は議長が再開、休会中は常任委員会の調査・審査の議決が必要であるが、随時調査が可能になることである。

説明の中で、これまでの議会運営方法と通年議会導入前と変わるところはなく、市長の専決事項が無くなったわけではないとのこと。招集議会や臨時会議の開催のほか、それに伴う代表者会議や議会運営委員会の開催等、事務局職員の事務量の増加など、大きなメリットが感じられないところである。今後も慎重に検討する必要がある。

●予算決算委員会について

久喜市議会では、元々決算常任委員会、予算常任委員会が設置され、それぞれの常任委員会で、予算、決算について審議されてきたが、予算審査と決算審査を同一委員が行うことにより、総合的及び一体的に審査を行い、議会のチェック機能の強化を図ることを目的として、平成24年2月定例会において、①討論・採決は分科会においては討論・採決は行わず、予算決算特別委員会で行うこと、②特別会計については所管の常任委員会で行うことを決定する。

予算決算常任委員会の分科会は各常任委員会であり、常任委員会の後に分科会を開いている。分科会での討論・採決は行わない。

市政運営について、予算は非常に重要である。また、議会運営について、各常任委員会での審議は重要である。予算については所管課以外についても十分に議員全員が審議することが必要である。

以上のことから、予算決算常任委員会の設置については、今後も十分に検討する必要があると感じる。

●本会議の議会中継（ライブ・録画）について

開かれた議会としては重要なことではあると思うが、発言の取り消しや、持ち込み資料の提示など、課題もあると思うので、今後も検討する必要があると感じる。

【埼玉県北本市議会】

●議会モニター制について

市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的として設置されたものである。市内に在住・在勤・在学の18歳以上の人を対象とし、公募と団体からの推薦の定員10人以内とし、謝礼はなしである。モニターの職務は、本会議、常任委員会を傍聴して意見等を提出、調査事項に回答、意見交換会に出席することであるが、いずれも任意となっている。

制度の導入効果として、制度導入により市民に開かれた議会の実現に資することにつながっている。定例会後に年4回議会報告会を行っているが、モニターは随時意見等を提出できる。今まで議会のことをまったく意識していなかった人、募集を見て初めて興味を持った人が集まった。団体推薦も議会と接点がない人がほとんどで、議会運営、議会活動の市民への周知の点でも一定に効果があるとされている。

意見等の提出状況を見ると、令和3年度～令和5年度で計7件、内1人の公募者から6件、団体推薦者から1件となっている。また、令和3年度～令和6年で6回開催された意見交換会では、1回平均4.3人の出席状況である。

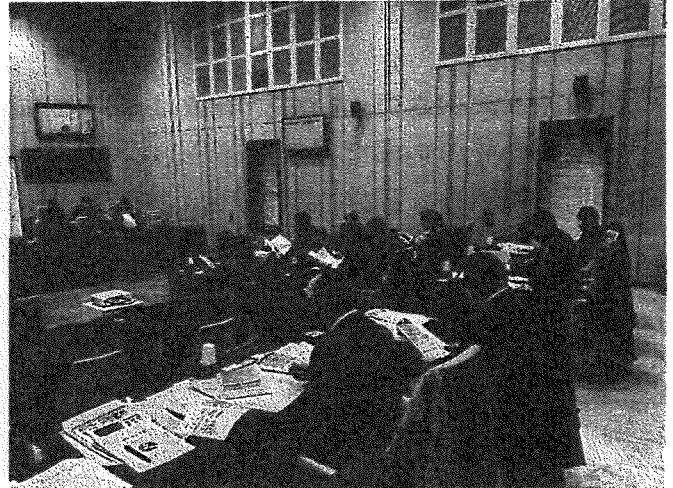
このようなことから、公募することは応募した人の選定が非常に苦慮すると考える。また、モニターとして委嘱する人数が令和6年12月現在で、選挙人名簿登録者56,693人に対し、10人では少なすぎるのではないかと考える。また、1回の意見交換会に平均半分以下とは少ないと思うなど、導入に向けては慎重に協議する必要があると考える。

●予算決算常任委員会について

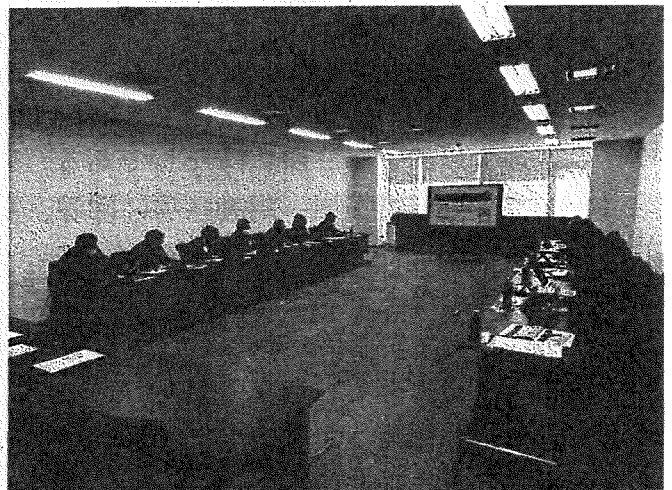
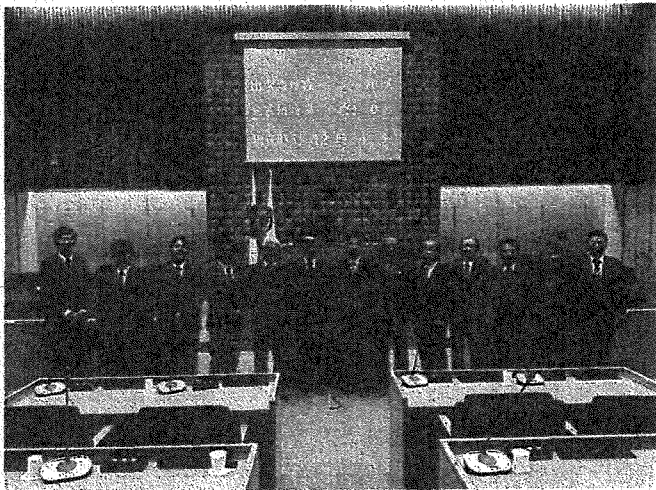
予算決算常任委員会について所見は、久喜市議会と同様である。なお、定例会の日

程を見ると、本議会と違い、常任委員会、予算決算常任委員会、分科会の後に、一般質問が行われていることである。このことについて質問すると、常任委員会、予算決算分科会の議会事務局の議事録作成に時間を要するので、このような日程になっているとのこと、また、常任委員会では議案に関する質疑だけで、それ以外の質疑はされないとのことであった。

7. 添付書類（写真・コメント）



▲埼玉県久喜市役所での視察



▲埼玉県北本市役所での視察

会 派 内 供 覧

